

## 奥州市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年2月8日

奥州市監査委員 及 川 新 太  
奥州市監査委員 松 本 富二朗  
奥州市監査委員 佐 藤 邦 夫

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の実施期日

予備監査 平成27年9月17日（木）及び18日（金）

本監査 次のとおり

部課等（機関）名	実施期日
江刺愛宕小学校	平成27年9月29日（火）
田原小学校	
田原中学校	
大田代小学校	
江刺第一中学校	平成27年9月30日（水）
岩谷堂小学校	
藤里小学校	
江刺南中学校	

#### (2) 監査の対象とした事項及び範囲

平成27年度（平成27年4月1日から平成27年8月31日まで）における財務等に関する事務の執行。

#### (3) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

### 2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
岩谷堂小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺愛宕小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
田原小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

大田代小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
藤里小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺第一中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
田原中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺南中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。